

令和3年度（運動・文化）部活動の方針・課外活動の方針

佐久市立臼田中学校

目標

「信頼される人になる」

- ① 文武両道・・・学習と部活動を両立できるよう指導する。
- ② 規律厳守・・・きまりやマナーを守り、学校生活、日常生活に反映できる力を育てる。
- ③ 率先垂範・・・自ら進んで責任ある言動をとり、良い伝統を築き伝承していく力を育てる。

本校の運営方針

* 生徒（生活）指導の大切な柱と考え、顧問と学級担任の連絡を密にし、生徒の心身の健全な育成に努める

1 部活動の位置づけ

- (1) 学校教育の一環として、学校において計画する教育活動（学校管理下の活動）の位置づけで、各部活動に興味・関心を持つ同好の生徒が、顧問の指導のもとに「自発的・自主的に行う」ものとする。
- (2) 部活動を充実させ、集中した練習の実施や適した練習計画を立て、体力面や精神面での成長を促す。また、自分の得意な分野で鍛錬を重ねることによって、技能を習得することは勿論、規律正しい態度や感謝の気持ちなどを培うことを目指す。
- (3) 以前実施していた「社会体育」は、平日については「部活動に一本化」して進めていく。

2 平日の活動時間・・・総活動時間が2時間程度までとする。

- (1) 朝の部活動は実施しない。ただし、中体連大会・コンクール等の前2週間程度は、生徒や保護者への説明と理解を得た上で実施も可とする。その際の活動時間は30分程度とし、教師の目が届かない自主練習は認めない。

- (2) 放課後は、日没時刻に合わせ、下校時刻を原則下記のようにする。

① 活動時間は、下校時刻より2時間程度とする。

- ・活動場所は臼田中学校内の教室・体育施設、臼田体育センターとする。
- ・申し出のある部活動については、最大18:30まで（総活動時間が2時間程度となるように）の延長部活動としての活動を認める。ただし、各部の実情に応じ、以下の点について確認すること。

* 顧問または学校長が認めた部活動外部指導者がいないときには活動はできない。

* 保護者の迎えを必ず必要とする。（迎えが来られない日は、活動に参加できない。）

* 活動場所の調整をし、活動日・時等、計画段階で学校長の許可を得る。

* 週3日以内を原則とし、保護者、生徒に十分な説明（家庭通知）と理解を得て活動する。（特に大会前やコンクール前は、生徒の体調の状況や保護者の意見も参考にして活動計画を立案する。）

* 延長部活動の下校は、各部ごと顧問または外部指導者が責任をもって行う。

（活動終了後、片付け、清掃をし、保護者に引き渡すまで確認する。）

② ノー部活デーを設ける

- ・毎週月曜日（自主練習も含め行わない）
- ・テスト前3日間

(3) 休日の練習について

- ① 土、日、祝祭日の部活動は、原則として「連続する休日のどちらかの半日」とし、学校長の許可を得て計画的に行う。保護者に十分な説明を行い、理解を得る。家庭や地域の行事等を優先させる。

- ② 練習は午前（8:00～12:00）、午後（13:00～17:00）とし、昼食をまたがないこととする。

- ③ 土日に1日の休養日を設定する。（連続して活動する場合は平日に休養日を1日設ける）

- ④ 顧問または学校長が認めた部活動外部指導者がいない時は活動できない。

- ⑤ 長期休業中の活動は、日数も含め学校長の許可を得て実施する。回数は長期休業日数の1/2を越えないようにし、学校長の許可を得て一覧表を職員室に掲示する。また、各部から保護者に練習計画を出す。

- ⑥ 登下校は自転車の使用を認める。自転車使用の決まりを守って使用する。但し、ヘルメットの着用がない場合は活動に参加させない。また、その部は指導の一つとして活動停止もあり得る。自転車は、自転車置き場または各部で指定された場所へきちんと並べて停める。

⑦ 服装は「学校指定の服装」で登校する。

(4) 大会の参加及び校外での練習試合・講習会等について

① 学校長が部活動として参加を許可する大会は、運動部では中学校体育連盟（夏季大会、新人大会の予選会、シード決めを兼ねている大会を含む）、教育委員会（県、市町村）が主催の大会、県中体連が教育活動として認めている大会、文化部では教育活動として認められる大会、コンクールとする。（休日の複数日を部活動として認める。）

② 上記「①」以外の大会や、校内・外で行われる練習試合、講習会等（以後「協会主催大会等」と記す。）への参加については、東信地区内であれば部活動としての活動を認める。但し、休日練習と同様に連続する休日の場合は1日以内とする。（複数日部活動としては原則認められないが、学校長と要相談。）

③ 上記「①」「②」の範囲内で部活動として参加する場合には、計画段階で学校長に相談し、許可を得てから参加する。また、顧問は実施（参加）計画（引率計画）を作成し、部員及び保護者、学校長、教頭等、関係職員に配布する。決裁を受けた文書は、職員室内所定の位置にあるファイルに綴る。（諸手当の整理簿の添付書類として必要になります。）本校の施設・設備、備品を使用する場合は、予め学校長、教頭、管理責任者へ連絡する。

※ 県内（東信地区外）や県外の練習試合・遠征については、部活動として認めない。内容をよく確認し、学校長、保護者等とも相談をし、必要性を吟味して、参加の精選を図る。

【確認事項】

① 連続する休日の場合、複数日を部活動として練習や練習試合に充てることは認められない。

② 東信地区内の協会主催大会等でも、連続する休日の複数日を部活動として参加することは原則認めない。

・例として、土曜日「練習」、日曜日「練習」という場合は、どちらか一方が部活動となる。

・土曜日「練習」、日曜日「協会主催大会等」という場合は、どちらか一方が部活動となる。

・土日とも「協会主催大会等」という場合は、原則どちらか一方が部活として参加することになる。但し、主催者の関係や、中体連のシード権に係わる大会の場合等、学校長が認めた場合には、両日部活動として参加する場合もある。

③ 連続する休日に複数日活動した場合には、平日のノー部活デー（月曜日）の他にもう1日休息日を設ける。

3 部活動運営委員会の設置及び開催

(1) 目的

中学生としての学習や家族の一員としての時間の確保及び健康管理の観点から、『中学生のスポーツ・文化活動として適切なものかどうか』を含め、日頃の部活動、(クラブチーム活動)が適切に運営されるように、共通理解を図ることを目的とし、部活動運営委員会を組織する。

(2) 部活動運営委員会 組織「白田中学校部活動運営委員会名簿」による。

(3) 5月中旬と、3年生主体の体制が新体制に引継ぎになる時期の年2回実施予定

指導体制の工夫

1 クラブチーム立ち上げについて

平成31年3月付け「長野県中学生期のスポーツ活動指針について」長野県教育委員会教育長通知に従い、クラブチームについては、実施しないこととする。

その他

1 保護者、地域への周知方法

年度当初に以下のように実施する。

(1) 部活動運営委員会を開催し、保護者会長、外部指導者に向けて、部活動の方針を説明する。

(2) PTA総会の際に、保護者に向けて部活動の方針を説明する。